中部地区認知症クリティカルパス関係図

発症の気付き～診断まで　⇒　日常生活ケア

保健医療福祉機関はオレンジシール及び中部つながり手帳を活用している方について、必要に応じ同意書の範囲内でA・B・Cの医療機関に情報提供を依頼する。

ケアマネジャー
地域包括支援センター
サービス事業所等

相談・助言

情報交換
サービス調整

情報交換
サービス調整

本人及び家族

認知症の診断または疑いのある家族

受診・相談

A・B・C の医療機関の医師は認知症（疑いも含む）を診断した場合、オレンジシールを案内する。関係機関との連携が必要な状況では、中部つながり手帳を案内する。

B かかりつけ医

認知症の診断・治療とも行う

C かかりつけ医

認知症の治療のみ行う

連携・相談

A

認知症専門医療機関
（認知症疾患医療センター等）

連携・依頼

連携・依頼

D

かかりつけ医

認知症の診断・治療ともに他院に依頼する

1　初回鑑別診断

2　以後半年～1 年後に再受診

○認知症患者紹介加算 100 点（初回に専門医療機関に紹介時）

○認知症専門医療機関連携加算 50 点

（症状増悪時や定期的な評価のため専門医療機関に再受診する際）

○認知症療養指導料 350 点

（認知症疾患医療センターで鑑別診断を受け、認知症療養計画書が出た場合）